

みどりの
食料シス
テム戦
略

「環境配慮のチェック・要件化」 (みどりチェック) チェックシート解説書



— 農業経営体編 —

Ver.3.0



MAFF
農林水産省

【2026.1.22作成】

解説書の最新版は、
こちらを
ご確認ください。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kanryo/seisaku/midori/kurokon.html>

目次

	ページ
みどりの食料システムとは	2
環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）とは	3
「みどりチェック」チェックシート（農業経営体向け）	4
ここをチェック！	
（１）環境関係法令の遵守等	5
①みどりの食料システム戦略の理解	
②関係法令の遵守	
③正しい知識に基づく作業安全に努める	
（２）適正な施肥	
④肥料の適正な保管	6
⑤肥料の使用状況等の記録・保存に努める	
⑥作物特性やデータに基づく施肥設計の検討	
⑦有機物の適正な施用による土づくりの検討	
（３）適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	7
⑧病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	
⑨病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	
⑩多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除の検討	
⑪農薬の適正な使用・保管	
⑫農薬の使用状況等の記録・保存	
（４）エネルギーの節減	8
⑬省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	
（５）悪臭及び害虫の発生防止	9
⑭悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	
（６）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	9
⑮プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
②関係法令の遵守 対象法令と概要	10
みどりチェックよりもさらに進んだ環境負荷低減の取組を行う方へ	11

みどりの食料システムに向けて 環境にやさしい取組を はじめませんか？

令和4年に「みどりの食料システム法」が制定されました。
みどりの食料システムの実現には、法に基づく基本方針に沿って、
すべての関係者が調達から生産、加工・流通の各段階で
環境負荷の低減に取り組むことが重要です。
そして、環境にやさしい農林水産物や食品の消費が広く行われるよう、
国も消費者の理解醸成に取り組んでいきます。



調達

- 環境負荷低減に資する新たな技術や品種の研究開発
- 家畜排せつ物や食品残さ等の地域の未利用資源の活用
- 廃熱等の地域エネルギーの活用 など

生産

- 堆肥を用いた土づくり
- 化学肥料・化学農薬の使用低減
- 秋耕や中干し延長など水田メタン削減
- 施設園芸の省エネルギー化
- バイオ炭の施用
- 生分解性マルチの導入 など

環境負荷低減に向けた
取組のポイント

消費

環境負荷低減の努力を
消費者の選択につなげるため
温室効果ガス削減の効果を
「見える化」してみませんか？



加工流通

- 環境にやさしい農林水産物を用いた新たな商品の開発・需要の開拓
- 環境にやさしい農林水産物の流通コスト削減に向けた流通の合理化 など

環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）とは

農林水産省の各種補助事業等において
持続可能な食料システムの構築に向けた

環境にやさしい農林漁業のために

必要な最低限の取組を要件化するものです。

みどりの食料システム法に基づく国の基本方針において示された
農林漁業に由来する環境負荷に
総合的に配慮するための基本的な取組

✓ 適正な施肥



✓ 適正な防除



✓ エネルギーの節減



✓ 悪臭・害虫の発生防止



✓ 廃棄物の発生抑制
循環利用・適正処分



✓ 生物多様性への悪影響の防止



✓ 環境関係法令の遵守



 チェックシートで、

環境にやさしい取組をはじめましょう！

※ GAP認証を取得している場合は、GAP認証書等の写しの提出により、チェックシートの提出を省略することができます。詳しくは各事業の要綱・要領をご覧ください。

「みどりチェック」 チェックシート（農業経営体向け）

事業名		Ver. 3.1
組織名		
代表者氏名		
住所		↓該当する方に○
連絡先		申請時 (します)
		報告時 (しました)

- ・交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
☐	①	みどりの食料システム戦略の理解
☐	②	関係法令の遵守
☐	③	正しい知識に基づく作業安全に努める
	適正な施肥	
☐	④	肥料の適正な保管
☐	⑤	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
☐	⑥	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討
☐	⑦	有機物の適正な施用による土づくりを検討
	適正な防除・生物多様性への悪影響の防止	
☐	⑧	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
☐	⑨	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める
☐	⑩	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討
☐	⑪	農薬の適正な使用・保管
☐	⑫	農薬の使用状況等の記録・保存
	エネルギーの節減	
☐	⑬	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
	悪臭及び害虫の発生防止	
☐	⑭	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
☐	⑮	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → ☐



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 環境関係法令の遵守等

取組のポイント

- 👉 みど리戦略を通して環境負荷低減に関連する基本的な取組や、自らの営農に関連のある環境関連法令を確認しましょう。
- 👉 作業手順や危険箇所の確認を心がけることで、より安全な作業環境の確保につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック！

☐ ①みどりの食料システム戦略の理解

- ・みどりの食料システム法の基本方針に示された、農林漁業に由来する総合的に配慮するための基本的な取組を理解する。
- ・「環境配慮のチェック・要件化（みどりチェック）チェックシート解説書－農業経営体編－」に記載されているチェックの判断基準となる取組内容を理解する。

☐ ②関係法令の遵守

- ・自らの経営に関連する環境関係法令を遵守する。 ※p.10参照

☐ ③正しい知識に基づく作業安全に努める

- ・農業機械等の日常点検・定期点検、整備の実施に努める。
- ・機械の清掃や作業を行わない場合には動力を切る等、農業機械等の適切な管理に努める。
- ・「農作業安全に関する指導者」による研修の受講などを通じて正しい知識の習得に努める。
- ・正しい知識に基づく作業方法の改善や機械器具の操作に努める。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(2) 適正な施肥



取組のポイント

- 必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出を削減するとともに、施肥のコスト削減につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック！



④肥料の適正な保管

- 肥料を直射日光や雨のあたらない場所に保管する。
- 保管場所を定期的に清掃する。
- 肥料の土壌（地下水）や河川への浸透・流出を防ぐため、肥料を土の上などに直置きしない。
- 肥料袋に破損がないか確認する。



⑤肥料の使用状況等の記録・保存に努める

- 肥料の使用状況を記録し、保存するように努める。
- 記録の担当者・責任者を決めるように努める。



⑥作物特性やデータに基づく施肥設計の検討

- 作物の生育状況に基づく施肥設計を検討する。※
- 前作の収量等に基づく施肥設計を検討する。※
- 土壌診断（EC、pH等の簡易測定を含む）に基づく施肥設計を検討する。※

※ 施肥設計に当たっては、肥料が過剰施用にならないよう留意する。特に、堆肥等の有機物を施用する場合は、有機物に由来する肥料成分の供給を考慮する。



⑦有機物の適正な施用による土づくりの検討

- 堆肥や有機質肥料、緑肥等を土づくりに活用することを検討する。
- 作物残さ等のすき込みによる土づくりを検討する。
（病害虫の発生源となる場合は除く）



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) 適正な防除・生物多様性への悪影響の防止(その1)



取組のポイント

- 👉 病害虫・雑草が発生しにくい環境を整えましょう。防除の必要性や方法をよく考え、農薬を使用する場合は、ラベルの表示に従って正しく使しましょう。
- 👉 防除が必要かどうか確認し、どのような防除方法が良いか検討することが、農場及び周辺環境の生物への悪影響の防止につながります。

チェック!

〈判断基準となる取組例〉



⑧病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討

- ・病害虫の発生源となる雑草、作物残さ等の除去を検討する。
- ・土壌の排水性の改善や適正な栽培密度の管理を検討する。
- ・雑草対策として作付け前に耕起を行うことを検討する。
- ・健全な種苗の使用を検討する。
- ・抵抗性品種の導入を検討する。
- ・輪作体系に取り組むことを検討する。



⑨病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める

- ・発生予察情報の活用や農場や農場周辺の病害虫・雑草の発生状況の観察により、防除の要否及びタイミングを判断する。



⑩多様な防除方法(防除資材、使用方法)を活用した防除の検討

- ・防虫ネット、粘着シート、マルチ等の物理的防除の活用を検討する。
- ・天敵、微生物等の生物的防除の活用を検討する。
- ・薬剤抵抗性の発達回避のため、複数の系統によるローテーションでの散布を検討する。
- ・農薬の飛散防止のため、飛散防止ノズル等の使用を検討する。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(3) 適正な防除・生物多様性への悪影響の防止（その2）



チェック！



⑪農薬の適正な使用・保管

- ・ラベルに記載されている適用作物、使用方法、使用上の注意事項等を確認する。
- ・ラベル表示に基づき、安全に作業を行うための服装（防除衣）や保護具を着用する。
- ・農薬散布後、器具内部に農薬が残らないよう防除器具を十分に洗浄する。
- ・鍵のかかる保管庫に農薬を保管する等、適切に管理を行う。

※化学農薬を使用しない（有機農業等を実施している場合）場合もチェックしてください。

※ラベル表示の遵守や毒劇物の取扱いは、法令で定められています。



⑫農薬の使用状況等の記録・保存

- ・農薬の使用状況を記録し、保存する。
- ・記録の担当者・責任者を決める。

※化学農薬を使用しない（有機農業等を実施している場合）場合もチェックしてください。

(4) エネルギーの節減



取組のポイント



必要な時期に、必要な量だけ電気・燃料を使用することで、温室効果ガスの排出を削減するとともに、エネルギーコストの低減につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック！



⑬省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

- ・農場内で使用しているエネルギー（電気、燃料等）について、伝票の保存等に努める。
- ・農場内で使用しているエネルギー（電気、燃料等）について、帳簿への記載により、使用量・使用料金の記録に努めている。
- ・不要な照明はこまめに消灯する。
- ・必要以上の加温、保温を行わない等、適切な温度管理を行う。
- ・アイドリングストップ等を行い、効率的な機械の運転を行う。
- ・機械・器具を定期的にメンテナンスし、燃料効率を維持する。



ここをチェック！

チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(5) 悪臭及び害虫の発生防止

取組のポイント

- 👉 臭いや害虫の発生源を適切に管理することで、農場周辺の住民や農業者等への影響を防ぎ、良好な関係構築につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック！

☐

⑭悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

- ・堆肥や肥料を施用する際の飛散防止に努める。
- ・農薬を散布する際の飛散防止に努める。
- ・農場及びその周辺の除草を行い害虫の発生防止に努める。

(6) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

取組のポイント

- 👉 廃プラスチックや作物残さ等の廃棄物の発生抑制、再生利用による資源の有効活用により、温室効果ガスの排出や栄養分の流出を削減するとともに、処理コストの低減につながります。

〈判断基準となる取組例〉

チェック！

☐

⑮プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理

- ・農業生産活動に伴い発生する廃棄物については産業廃棄物として適正に処分する。
- ・使用済みプラスチック類のリサイクル率を高めるために分別と異物除去に努める。
- ・ダンボール等古紙の再生利用、くず鉄の回収業の利用等を検討する。
- ・バイオマス由来成分を含む生分解性プラスチックを用いた製品の使用を検討する。

※産業廃棄物の処分については、管轄の自治体にお問合せください。

②関係法令の遵守 対象法令と概要

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）

肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の包装等に施用・保管上の注意事項等が表示されております。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_hiryo/attach/pdf/index-57.pdf（P77参照）



農薬取締法（昭和23年法律第82号）

- ・登録されていない農薬を使用してはならない
- ・農薬を使用する者が遵守すべき基準に違反して、農薬を使用してはならないこととされています。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/index.html



廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理する義務があります。

詳しくはこちら

<https://www.sanpainet.or.jp/service/doc/haisyutsu-pamphlet2.pdf>



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

再生利用事業計画の認定事業者は、認定計画に従って特定肥飼料等を利用する必要があります。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/keikaku.html



容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

「ガラス製容器」「PETボトル」「紙製容器包装」「プラスチック製容器包装」を作ったり、利用している事業者には、それら容器包装の再商品化の義務があります。

詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/youki/y_gimu/pdf/date03.pdf



労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

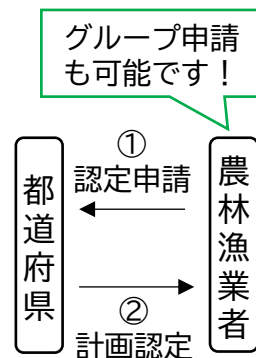
詳しくはこちら

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/roudouanzenkyouiku.html



みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農業は、地球温暖化による気候変動などの影響を受けやすい産業です。また、農業自体も、燃料の燃焼による温室効果ガスの発生や化学農薬による生物多様性の低下といった環境負荷が生じている側面もあります。
- 今般、このような環境負荷を低減し持続可能な農業の実現に向けて、みどりの食料システム法が施行されました。
- 法律では、環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を認定し、各種支援措置を講ずることとしています。



✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 青色申告を行う農業者の方は、認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要な設備を導入した場合、次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

<税制特例の対象機械>



税制対象一覧
はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

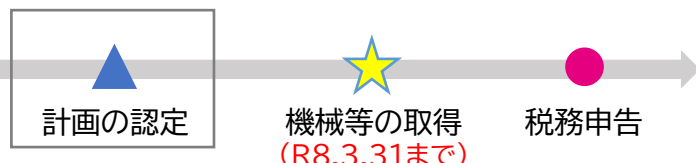
特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

対象事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象事業はこちら

メリット③ 日本政策金融公庫の無利子融資等の貸付けを受けられます。

申請については、まずはお住まいの都道府県庁に御相談ください！

J-クレジット制度を活用してみませんか？

- J-クレジット制度は、CO₂等の排出削減量・吸収量を国が認証し取引を可能とする制度です。農林漁業者は、クレジットの販売による収入が期待できます。

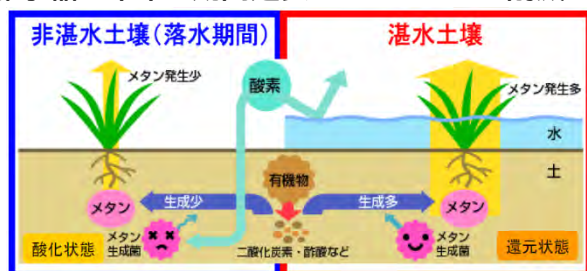


✓ 対象となる取組例

- ・水稲の中干し期間の延長 ・バイオ炭の農地施用
- ・アミノ酸バランス改善飼料の給餌
- ・家畜排せつ物管理方法の変更
- ・肉用牛へのバイパスアミノ酸の給餌
- ・森林経営活動
- ・省エネ設備(ヒートポンプ、空調設備等)の導入 など

～クレジットの価値～
クレジットの売買に伴い、クレジット創出者(農林漁業者)には、販売による副収入、購入者(企業)には、企業活動に伴う温室効果ガスの削減、社会全体には気候変動の緩和等のメリットが生まれ、環境と経済の好循環を実現します。

(例)水稲の中干し期間延長によるメタンの削減



- ・水田から発生するメタンは、嫌気性菌であるメタン生成菌の働きにより生成されます。
- ・中干し期間を、直近2か年の実施日数より7日間以上延長し(排水期間を長くする)、所定の審査を受けることで、クレジット化が可能です。

(図の出典: 農研機構)

- J-クレジット制度の活用にあたっては、

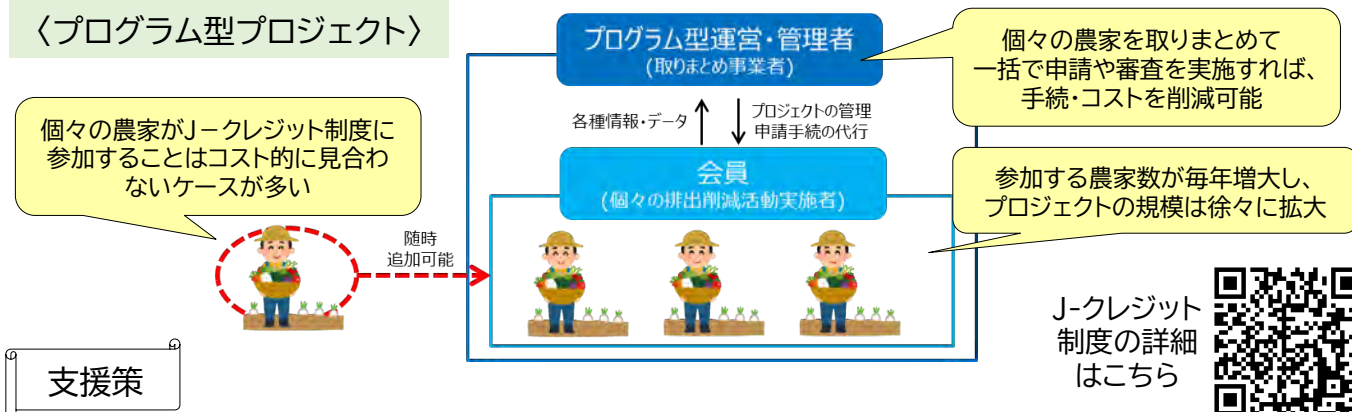
- ① プロジェクト計画書の作成・審査、登録(6か月程度)
- ② 計画書に従った削減データのモニタリング・収集
- ③ 報告書の作成・審査、クレジットの認証

1～2年程度のサイクル

を受ける必要があります。

- 個別の削減活動を、**取りまとめて一括で申請できる「プログラム型」の活用が効果的**です。自治体やJA、地域の協議会等で参加をご検討ください。

〈プログラム型プロジェクト〉



支援策

- 中干し期間の延長やバイオ炭の農地施用による生育への影響確認には、**みどりの食料システム戦略推進交付金(グリーンな栽培体系加速化事業)**が活用可能です。
- J-クレジット制度では、プロジェクト計画書の作成支援や、審査費用の支援を実施しています。



農産物の環境負荷低減の取組を「見える化」してみませんか？

➤ 消費者に環境への負荷の低減が図られた農産物を選択してもらえるよう、「温室効果ガスの削減への貢献」と「生物多様性保全への配慮」を星の数でラベル表示する「見える化」を進めています。



<見える化対象品目:24品目>

栽培方法	対象品目
露地栽培のみ	米、ほうれん草、白ねぎ、玉ねぎ、白菜、キャベツ、レタス、大根、にんじん、アスパラガス、りんご、日本なし、もも、ばれいしょ、かんしょ、茶
施設栽培のみ	ミニトマト、いちご
両栽培方法とも対象	トマト、キュウリ、なす、ピーマン、温州みかん、ぶどう

✓ 温室効果ガス削減への貢献

- 栽培情報を用い、生産時の温室効果ガス排出量を試算し、地域の慣行栽培と比較した削減貢献率を算定。

★ :削減貢献率 5 %以上
★★ : // 10%以上
★★★: // 20%以上

✓ 消費者へのわかりやすい表示

- 令和6年3月の本格運用以降、全国のべ1,000か所以上で販売

<取組者の声>



みえるらべる貼付後、貼付前と比較して販売数が約1.6倍、売上額が約1.7倍になった。(生産者)



今まで消費者に伝えられなかった栽培の工夫や商品価値を表現することができた。(小売事業者)

✓ 生物多様性保全への配慮 ※米に限る

- 生物多様性保全の取組の得点に応じて評価し、温室効果ガスの削減貢献と合わせて等級表示。

★ :取組の得点1点
★★ : // 2点
★★★: // 3点以上

<取組一覧>

化学農薬・化学肥料の不使用	2点
化学農薬・化学肥料の低減(5割以上10割未満)	1点
冬期湛水	1点
中干し延期または中止	1点
江の設置等	1点
魚類の保護	1点
畦畔管理	1点

冬期湛水



出典:宮城県大崎市 蕪葉沼

魚の保護



出典:滋賀県「魚のゆりかご水田プロジェクト - 2. 湖岸と水田と魚の関係の移り変わり」

<見える化に取り組むには>

算定シート入手	栽培データ等の入力	農林水産省への報告	ラベル表示
まずはホームページからお申込み下さい。 	お持ちの生産記録で簡単に算定できます。	算定結果をご報告下さい。登録番号を付与します。	商品やチラシなどにぜひラベル表示して下さい。

お問合せ先

農林水産省大臣官房
みどりの食料システム戦略グループ

みどりチェック
みどりの食料システム法の認定制度
J-クレジット制度
環境負荷低減の取組の「見える化」

03-6744-1865
03-6744-7186
03-6744-2473
03-6744-2016

